

令和4年12月市議会定例会議

建設水道常任委員会資料

議案第136号	福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	．．．．．	P. 2
議案第128号	令和4年度福島市一般会計補正予算（第11号）中、都市政策部所管分		
	①一部損壊住宅修理支援事業費補助金（災害関連費）	．．．．．	P. 4
	②駅前広場・地下通路等維持管理費（交通施設管理費）	．．．．．	P. 5
	③シェアサイクル管理運営事業費（新型コロナウイルス感染症対策費）	．．．．．	P. 6
	④維持管理費（公園緑地管理費）	．．．．．	P. 7
	⑤市単事業費（公園整備市単事業費）	．．．．．	P. 8
議案第142号	民事調停申立ての件	．．．．．	P. 9

都市政策部

議案第136号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

1 改正の趣旨

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に、宅地造成等規制法(以下「旧法」という。)を抜本的に改正し宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」。以下「新法」という。)に改称する宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)が令和4年5月27日に公布されたところ。改正法附則の経過措置により、旧法に基づく宅地造成工事規制区域(※)における宅地造成工事は、改正法施行後2年間は現行の規制が適用されるため、福島市手数料条例において引用する根拠法部分の改正を行う。

※旧法に基づく宅地造成工事規制区域:①飯坂、②信夫山、③渡利、④清水町の4地区で計1,163.9haを昭和44年に指定。

2 改正の内容

改正法附則の経過措置適用にあたり、旧法の名称、条番号を引用する規定とする改正。

【改正後】	【改正前】
別表第1(第2条関係) 10 宅地造成等規制法関係	別表第1(第2条関係) 10 宅地造成等規制法関係
種類 事務	種類 事務
1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)の規定による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査
2 旧宅地造成等規制法第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の内容の変更の許可の申請に対する審査	2 宅地造成等規制法第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の内容の変更の許可の申請に対する審査

(参考)

○宅地造成とは(旧法(宅地造成等規制法)の対象) 農地、森林等の宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う一定規模の切土又は盛土

○盛土規制とは(新法(宅地造成及び特定盛土規制法)の対象) 宅地、農地、森林において行う一定規模の切土、盛土又は土石の一時的な堆積の規制(許可、届出)

例)規制対象の比較

	(旧法)	(新法)
・宅地の造成	対象	→ 対象
・農地、森林の造成	対象外	→ 対象(一部対象外有)
・残土捨て(堆積)	対象外	→ 対象(工事現場内は除く)

3 条例の施行日

改正法の施行の日(改正法公布の日(令和4年5月27日)から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日)。

4 条例を改正することで市民への具体的な影響

現行の規制及びその許可申請に係る手数料を引き続き適用させる改正であるため、影響はない。

5 条例制定後のスケジュール

- R5年5月 改正法施行、改正条例施行
- R5年度 新法に基づく規制区域指定のための基礎調査の実施、新法に基づく事務執行について検討
- R6年度 手数料条例を含む関係例規について新法対応のための改正作業、規制区域指定準備作業、審査基準等の検討
- R7年度初 規制区域指定告示、改正例規施行、新法に基づく規制開始

議案第136号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

議案書
P34~P57

1 改正の趣旨

国における ※①ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の取組拡大に向け、低炭素建築物の※②認定基準の水準を引き上げる観点から「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」等についての改正が行われることに伴い、所要の改正を行う。

※①ZEH、ZEB…住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下となる住宅、ビル

※②認定基準……外壁等の日射熱取得率や再生可能エネルギー利用設備の導入などの基準

2 改正の内容

【認定申請類型の変更】

「住戸の部分のみ」、「建築物全体」、「住戸の部分及び建築物全体」



「住戸の部分のみ」、「住戸の部分及び建築物全体」が廃止、
「建築物全体」、「複合建築物(非住宅部分全体)」（新設）、
「複合建築物(住宅部分全体)」（新設）

福島市手数料条例「別表1の12の項（「低炭素建築物等計画等認定申請手数料」）中、「住戸の部分のみ」、「住戸の部分及び建築物全体」の項目を削除、また、複合建築物の「非住宅部分全体」及び「住宅部分全体」の項目の追加を行う。

なお、申請類型別に設けている条項等の整理を行うものであり、申請手数料の追加や額の変更はない。

3 条例の施行日 公布の日から施行する

≪改正前≫			≪改正後≫		
用途	申請の対象	低炭素認定	低炭素認定	備考	
住戸の部分のみ	共同住宅等の住戸	○※1	—（廃止）		
建築物全体	一戸建て住宅	○※2	○※3		
	共同住宅	○※2	○※3		
	非住宅	○※2	○※3		
	複合建築物	複合建築物全体	○※2	○※3	
		非住宅部分全体	—	○（新設）※4	手数料は、改正前の「非住宅」と同額
	住宅部分全体	—	○（新設）※5	手数料は、改正前の「共同住宅」と同額	

認定申請類型…

住戸の部分のみ（※1）、建築物全体（※2）、住戸の部分及び建築物全体（※1及び※2）

建築物全体（※3）、複合建築物の非住宅部分（※4）、複合建築物の住宅部分（※5）

<低炭素建築物とは>

建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に資する措置が講じられている市街化区域内に建築される建築物を指し、所管行政庁に申請することで認定を受けることができる。

省エネ基準や資金計画等に関する基準があり、認定された建築物は登録免許税の税率引き下げ、住宅ローン減税の控除対象限度額の引き上げなどの措置がある。

議案書
P2
補正予算説明書
P12・19

一部損壊住宅修理支援事業費(令和4年福島県沖地震関連)

1 補正の理由

令和4年福島県沖地震により被害を受けた住宅の日常生活に不可欠な部分への一部損壊住宅支援について、当初の想定を上回る見込みのため。

当初想定 400件、予算額 40,000千円

追加件数 120件、補正予算額 12,000千円

2 対象者

以下の要件を全て満たす方(世帯)

(1)居住する住宅が地震により一部損壊の被害を受けた方

(2)自らの資力では修理できない方

(3)20万円以上(消費税込み)の修繕工事を実施した方

(参考)

区分	(罹災証明)	補助金額
(1) 住宅応急修理	・半壊以上 (20%以上の被害)	595,000円 (上限)
	・準半壊 (10%~20%未満の被害)	300,000円 (上限)
(2) 一部損壊住宅 修理	・一部損壊 (10%未満の被害)	100,000円 (定額)

3 修繕工事の範囲

屋根、外壁、基礎等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、トイレ等の衛生設備など
日常生活に不可欠な部分

4 補助額 定額 100千円(県90千円、市10千円)

5 申請受付期限 令和5年2月28日(予定)

(単位:千円)

事業名	年度	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
一部損壊住宅修理支援事業 (令和4年福島県沖地震関連)	令和4年度	40,000	12,000	52,000	県 46,800	—	—	5,200

住宅政策課

駅前広場・地下通路等維持管理費

議案書 P7
補正予算説明書 P. 19・20

1 補正の目的

原油価格・物価高騰等の影響から、光熱水費の不足が想定されるため、補正を行う。

2 補正事業内容

JR福島駅東口駅前広場・福島駅前東西自由通路などの光熱水費

3 事業費

(単位:千円)

節	細節	現計	実施	補正	補正の財源内訳	
					起債	一般
11	需用費	12,070	15,528	3,458	0	3,458
	05 光熱水費	9,198	12,656	3,458	0	3,458

シェアサイクル管理運営事業費

議案書 P. 7
補正予算説明書 P. 20

1 補正の目的

コロナ禍で利用が増えているシェアサイクルを、燃料費高騰等による移動手段の転換も見据えて拡充し、まちなかの移動の利便性を向上を図る。

2 補正事業内容、事業費

○シェアサイクル備品購入費

- ・シェアサイクル用電動アシスト付き自転車 20台
- ・バッテリー 40個
- ・シェアサイクル用ポート（ラック・ビーコン等） 3ポート

○備品購入費

(単位:千円)

事業費計： 7,000千円

節	細節	現計	実施	補正	補正の財源内訳	
					起債	一般
17	備品購入費	0	7,000	7,000	0	7,000
	03 その他	0	7,000	7,000	0	7,000
	合計	0	7,000	7,000	0	7,000

公園緑地維持管理費

議案書 P.7
補正予算説明書P.20

1 補正の目的

原油価格・物価高騰が著しく進行しており、光熱水費の不足が想定されるため、補正を行う。

2 補正事業内容

各公園を維持管理するのに必要な光熱水費。

3 事業費

(単位:千円)

節	細節	現計	実施	補正	補正の財源内訳	
					起債	一般
11	需用費	30,644	34,497	3,853	0	3,853
	05 光熱水費	17,527	21,380	3,853	0	3,853

公園整備市単事業費

議案書 P.7
補正予算説明書 P. 20

1 事業目的

保健福祉センターの屋内遊び場は、2度の福島県沖地震により、使用できない状況となっている。そのため、福島ふれあいパークに複合遊具を整備し、より多くの子どもたちや乳幼児健康診査に来診される方などにも利用できる遊び場を提供するものである。

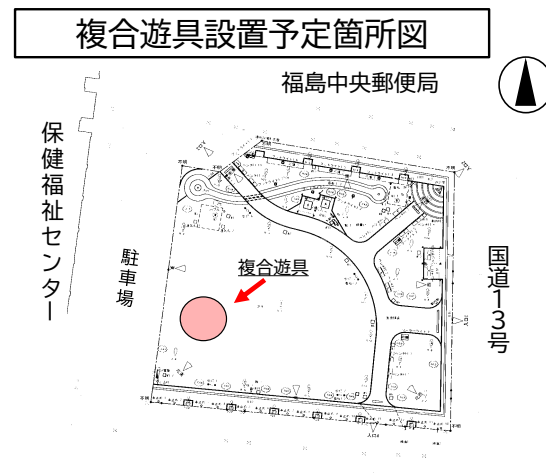
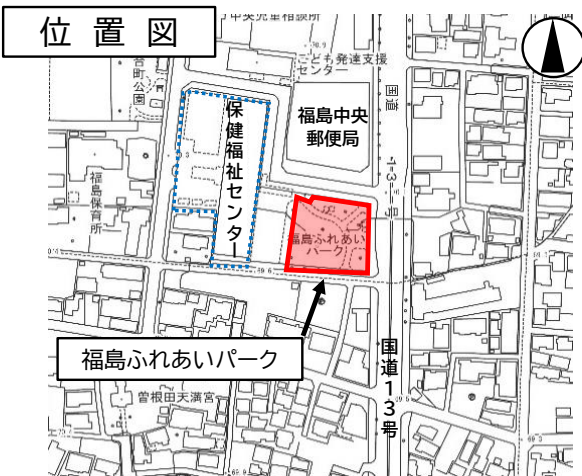
2 事業内容

- ・事業箇所 福島ふれあいパーク(森合町 地内)
- ・工事内容 複合遊具の設置(築山含む) 1基

3 事業費

(単位:千円)

節	細節	現計	実施	補正	補正の財源内訳	
					起債	一般
14	工事請負費	40,000	56,000	16,000	0	16,000
	01 工事請負費	40,000	56,000	16,000	0	16,000



議案第142号 民事調停申立ての件

議案書
P73～P74

1. 申立件名 福島市営住宅に係る滞納家賃等の支払いに関する調停申立て
2. 民事調停対象者 5名

番号	家賃等の滞納額	滞納月数
		家賃
1	268,800円	14月
2	153,400円	8月
3	187,900円	13月
4	133,200円	9月
5	133,600円	8月

(令和4年11月1日現在)

○民事調停申立ての趣旨

市営住宅に係る家賃等の滞納者を放置すれば、滞納の増加を招くことから、法的措置により滞納解消を図るものである。入居を継続したまま、市営住宅に係る滞納家賃等の支払いを求める。

○民事調停不成立等の場合の訴えの提起の正当性

公営住宅法第32条第1項第2号及び福島市営住宅等条例第43条第1項第2号の規定に基づき、入居者が3月以上滞納したときは、明渡しを請求することができる。

法的措置選定基準

平成5年10月1日市長決裁発議：福島市法的措置（明渡し請求訴訟等）対象者を選定するための基準

- (1) 6か月以上又は10万円以上の滞納者
- (2) 再三の納付指導にもかかわらず、誠意を示さない者のうちから、特に悪質と認められる者
 - ① 生活保護受給者で住宅扶助費の支給を受けているにも拘らず納付しない者
 - ② 臨戸訪問、文書催告等による納付指導に長期に渡り応じない者
 - ③ 納付指導による分割納付誓約を履行しない者ただし、入居者または同居親族が傷病等で長期の療養を要し、多額の出費を余儀なくされたとき、主たる生計維持者が死亡したとき、不慮の災害にあったときで、いずれも住宅扶助を受けていないときは考慮する。
- (3) 法令等に違反して不正に住宅を使用し、再三の指導に従わない者。
- (4) 連帯保証人としての債務弁済能力がありながら、債務清算に応じない者。